伊監委第 1427 号 平成30年3月22日

伊賀市長様 伊賀市議会議長様

伊賀市監査委員 鈴木陽介

伊賀市監査委員 安本 美栄子

平成29年度随時監査(工事監査)の監査結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、平成 29 年度随時監査(工事監査)を 実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

# 平 成 29年 度

随時監查(工事監查)結果報告書

伊賀市監査委員

# 随時監査 (工事監査) 結果報告書目次

1	監	査	0)	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	監	査	執	行	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	監査	<b></b>	<b>包</b> 日及	及び対	寸象	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1
4	監	査(	の 方	i 法	等	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1
5	監	査	0)	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	[事業	きの概	要]	[工事	の概	要]		契	約	等	の	状	況	]		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
別約	纸 平	☑成 29	9 年度	5伊賀	市工	事担	支行	<b>行</b> 訓	周星	至幸	日본	宇皇	<b></b>		•		•	•															•	6

# 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査(工事監査)

2 監査執行者 鈴木陽介、安本美栄子

# 3 監査実施日及び対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象 工 事 名	所管部署
平成 30 年 2 月 16 日	伊賀市庁舎新築工事	財務部管財課

#### 4 監査の方法等

平成29年度に施工された監査対象工事について、計画・設計・積算・契約・施工・検査の各段階において、担当職員から概要を聴取するとともに、関係書類の照合、現場の実査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、協同組合総合技術士連合へ工事技 術調査を委託し実施した。

# 5 監査の結果

関係書類の照合等の結果、記録や計算等の内容及び必要書類の作成、保管管理に問題はなく、概ね適正に執行されていると認められた。

また、委託した技術士調査については、別添報告書のとおり総合所見として概ね良好と判断された。

なお、事業及び工事の概要、契約等の状況は以下のとおりである。

#### 【事業の概要】

平成 16 年 11 月の市町村合併以降、本庁舎と伊賀、島ヶ原、阿山、大山田、青山の 5 支 所体制となり、各々が行政サービスを提供する拠点としての役割を果たしている。

しかしながら、本庁舎は行政規模が拡大したことに伴い、会議室を執務室に転用するなど執務室等の狭隘化や、建築後 50 年以上が経過しており、躯体はもとより給排水、衛生、電気設備等の老朽化が著しく維持管理費の増大、更には近年の情報化やバリアフリーへの対応にも支障をきたすなど課題が山積している状況にあった。また、平成 17 年度に実施した耐震診断では耐震基準を満たしておらず、大幅な補強が必要と診断されたところである。そこで、平成 24 年度に庁舎建替の準備にあたり、北庁舎等を解体したことに伴い、本庁機能が現在の庁舎(南庁舎)だけでは収まらず、阿山支所や大山田支所などへ当該機能の一部を分散し、所謂分庁方式を取らざるを得なくなった。その結果、申請・相談内容によって担当課が置かれている庁舎が異なるなど市民にとって分かりづらいだけでなく、申請手続等で庁舎間を移動する必要が生じ、来庁する市民に対し時間的・経済的負担を強いるなど行政サービスの提供に支障を及ぼしている。

こうした状況下において、伊賀市庁舎整備事業は、分散している本庁機能を早期に 1 ヶ所に集約し、利用負担の解消や行政サービスの向上を図るとともに、老朽化と耐震化の両面で早急な対策が求められていることから、市内の公共的団体の代表者や学識経験者、公募委員などで構成する伊賀市庁舎整備計画検討委員会を設置し、平成 26 年 2 月に市民の意

見や提案を反映した伊賀市庁舎整備計画が策定された。その後、様々な協議を経て平成26年9月に市議会で伊賀市役所の位置を変更する条例案が可決、制定され、庁舎整備の位置を伊賀市四十九町地内に決定したところである。

本事業の完成により、本庁機能を1ヶ所に集約することで、上述のとおり市民への負担等が解消されるとともに、統括した行政運営が可能となる。また、三重県伊賀庁舎と隣接地であることから、県庁舎、市庁舎それぞれの来庁者の利便性向上が図られるに留まらず、発災の際には災害対応、復旧・復興の拠点施設として、県と協同し市民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎とすることができる。

# 【工事の概要】

·工 期 平成29年3月9日~平成30年11月28日

・請負金額 5,097,600,000 円 (契約変更後の金額:5,118,032,520 円)

・工事内容 敷地面積:17,104.50 ㎡

延床面積: 14,288.12 m²

主要用途:庁舎

階 数:地上5階建て

構 造:鉄骨造(CFT 造、免震基礎)

建物高さ:25.03m

工 種:建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事

外部仕上げ:屋根・・・デッキプレート上シート防水他

外壁・・・ALC パネル上リシン吹き付け、耐火塗装他

内部仕上げ: 天井・・・化粧石膏ボード、デッキ表し他

壁・・・・・ビニルクロス貼り他

床・・・・・OA フロア、ビニルシート他

#### 【工事契約等の状況】

・契約 方法 総合評価方式による一般競争入札

・入 札 業 者 3社(うち無効業者1社)

・落 札 業 者 鴻池・山一特定建設工事共同企業体

・設計価格
・落札価格
・失格基準価格
5,618,219,400円
5,097,600,000円
3,932,755,200円

• 落 札 率 90.73%

入札目	平成29年2月14日	落札日	平成29年2月14日
契約締結日	平成29年3月8日	履行期限	平成30年11月28日
契約変更日(1回目) 変更後金額	平成29年6月26日 (5,118,032,520円)	変 更 後 履 行 期 限	_
着手日	平成29年3月9日	完成日	_
前 払 日 前 払 金 額	平成29年3月31日 (2,039,040,000円)	支 払 日	_

# 【基本設計・実施設計業務委託契約等の状況】

· 契 約 方 法 随意契約 (注:10 頁参照)

(随意契約理由)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

· 見 積 業 者 1 社

・落 札 業 者 株式会社日建設計 名古屋オフィス

・設計価格・落札価格・最低制限価格147,930,840円135,000,000円・最低制限価格

・落 札 率 91.26%

見積合せ日	平成26年12月24日	落札日	平成26年12月24日
契約締結日	平成26年12月26日	履行期限	平成28年6月17日
契約変更日(1回目)	平成27年11月9日	変 更 後 履 行 期 限	平成28年7月15日
契約変更日(2回目)	平成28年7月7日	変 更 後 履 行 期 限	平成28年9月16日
着手日	平成26年12月26日	完成日	平成28年9月29日
前 払 日	_	支 払 日	平成28年11月10日 135,000,000円

# 【地質調査業務委託契約等の状況】

・契 約 方 法 一般競争入札

• 入 札 業 者 6 社

・落 札 業 者 株式会社共同技術コンサルタント

・設計価格 ・落札価格 13,777,560円 ・ 11,221,200円 ・ 最低制限価格 11,221,200円

· 落 札 率 81.45%

入 札 日	平成27年2月17日	落札日	平成27年2月17日
契約締結日	平成27年2月19日	履行期限	平成27年5月19日
契約変更日(1回目) 変更後金額	平成27年3月16日 (13, 463, 280円)	変 更 後 履 行 期 限	_
契約変更日(2回目) 変更後金額	平成27年5月11日 (13, 346, 640円)	変 更 後 履 行 期 限	
着手日	平成27年2月19日	完成日	平成27年5月29日
前 払 日 前 払 金 額	平成27年3月4日 (3,360,000円)	支 払 日	平成27年6月25日

# 【監理業務委託契約等の状況】

•契 約 方 法 一者随契

(随意契約理由)

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による。

· 見 積 業 者 1 社

・落 札 業 者 株式会社日建設計 名古屋オフィス

・設計価格・落札価格・最低制限価格37,869,120円37,692,000円・最低制限価格

• 落 札 率 99.53%

見積合せ日	平成29年3月28日	落 札 日	平成29年3月28日
契約締結日	平成29年3月30日	履行期限	平成30年12月11日
着手日	平成29年3月30日	完 成 日	_
前 払 日	_	支 払 日	_

# 【設計意図伝達業務委託契約等の状況】

·契 約 方 法 一者随契

(随意契約理由)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

•見 積 業 者 1社

・落 札 業 者 株式会社日建設計 名古屋オフィス

・設計価格
・液札価格
・最低制限価格
17,604,000円
15,768,000円
・最低制限価格

• 落 札 率 89.57%

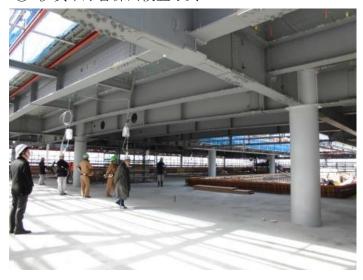
見積合せ日	平成29年3月28日	落札日	平成29年3月28日
契約締結日	平成29年3月30日	履行期限	平成30年12月11日
着手日	平成29年3月30日	完成日	_
前 払 日	_	支 払 日	_

# 随時監査 (工事監査) 実施状況写真

① 伊賀市庁舎新築工事全体写真



② 伊賀市庁舎棟内検査写真 I



③ 伊賀市庁舎棟内検査写真Ⅱ (免震箇所)



# 平成29年度 伊賀市公共工事技術調査

報告書

平成 30年3月9日

協同組合 総合技術士連合

# 1. 技術調査対象工事名称

伊賀市庁舎新築工事

# 2. 調査実施日

平成 30年 2月 16日 (金)

# 3. 調査場所

消防本部3階研修室2及び建設現場

# 4. 監查執行者

代表監査委員 鈴木 陽介

# 5. 調査立会者

監査委員事務局 局長 松本 成隆 書記 上島 久美子

# 6. 技術調査業務(報告書共)実施技術士

協同組合 総合技術士連合

相談役 勝丸 文彦 邸 技術士(建設部門)

〒530-0047 大阪市北区西天満 5丁目1番19号

Tel: 06-6311-1145 FAX: 06-6311-1146

Email: info@pea.or.jp http://www.pea.or.jp

# 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、各工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

市の工事関係書類は全般的によく整理ができていた。請負業者の工事関係書類は、概ね工事の進捗に合わせて整理が出来ているものと思われる。技術調査の結果は施工計画の一部に提案したき事項があり、以下の項目の中に示す。

# 工事内容説明者

管財課 課長 藤岸 登

主幹兼庁舎整備推進係長 森口 浩司

主査 小林 伸太朗

建築住宅課 課長 川瀬 正司

副参事兼事業第1係長 榮井 隆

主査 重根 剛

主任 山﨑 泰則

契約監理課 課長 奥田 泰也

副参事 前川 浩哉

# 伊賀市庁舎新築工事

# 1 工事概要

(1) 工事場所: 三重県伊賀市四十九町 地内

(2)請負業者: 鴻池・山一特定建設工事共同企業体

(3) 落 札 金 額: 5,097,600,000円

(設計金額 5,618,219,400円)

(4) 落 札 率: 90.73%

(5) 変更契約金額: 5,118,032,520円

(6) 工 期: 平成29年3月9日~平成30年11月28日

(7) 工 事 概 要:

① 敷地面積: 17,104.50㎡

② 建築面積: 3,902.54㎡

③ 延床面積: 14,288.72㎡

④ 用 途: 市役所庁舎

**⑥ 構 造:** 鉄骨造 5 階建、免震構造

⑦ 最高高さ: 25.03m

**⑧ 仕上げ等:** (屋根) カラーガルバリウム鋼板縦馳式

(外壁) 1・2階:磁器質タイル張り、ALC版塗装打ち

放しコンクリート塗装

3~5階:打ち放しコンクリート塗装

一部ALC版塗装

#### 2 書類調査による所見

#### (1) 工事着手前における技術調査事項

# 1) 計画について

平成16年の合併に伴い本庁舎と5支所体制となり、本庁舎は行政規模が拡大したことに伴い、会議室を執務室に転用するなど、狭さが問題になっていた。また、南庁舎は建築後50年以上が経過しており、設備関係の老朽化と、構造耐震性も不足しており、大幅な補強が必要になる。

そこで、平成26年2月に伊賀市庁舎整備計画を策定し、様々な協議を経て平成 26年9月議会で伊賀市役所の位置を変更する条例を制定した。 建物の基本設計及び実施設計を発注するにあたり7者から参加があり、一次審査を行った結果、上位6者の得点が比較的拮抗していたことから、6者からプレゼンテーション並びにヒアリング調査を行い、審査の結果最優秀者として(株)日建設計名古屋オフィスが選定された。

#### 2) 構造設計

本建物の構造は鉄骨構造を採用し、基礎免震としている。その設計クライテリアはレベル2の地震動に対し弾性設計とし、その層間変形角は1/200以下としている。

# 3) 単価及び積算

歩掛及び単価は、建設物価、積算資料、コスト情報から採用していた。公共 工事としての積算根拠を明示しており、適切な積算方法と内容であると判断し た。

#### 4) 契約及び保険

契約に必要な書類(契約書、着手届、工程表、現場代理人、監理技術者)は 完備できており、その内容は適正であった。

#### (2) 工事着工後における技術調査事項

#### 1) 施工計画

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できていたが、目次ページの無い物があり書類として整えるように要望した。

施工体系図、施行体制台帳、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

#### 2) 使用材料承諾願及び試験・検査調書

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は設計に適合するものであり、納品、立会検査、施工状況などの確認が出来ており、監督は十分に行われていると判断した。

#### 3) 施工管理(監理)

工事実施工程、品質・出来形管理、工事記録(日報・月報)、指示書、工事 写真、納品伝票等の管理状況はよいと判断した。目視の限り設計図書及び施工 計画に沿って施工されている。 工事記録写真については、各施工段階でのアップ写真が判断の根拠となるため、必要に応じて記録されている。

# 3 現場施工状況における所見

工事打合せ簿もあり、工事記録写真を見る限り施工計画に従って施工されているようであり、設計、施工、材料等に関して、適時に十分監督が行われていると判断した。

# 1) 安全管理状况

写真、日報、その他の資料より、安全衛生管理及び組織図の内容は適切であり、安全訓練等の実施報告書の整理も出来ていた。

工事記録写真によると、公共の見易い場所に所定の標識・看板も掲示されていた。 工事記録写真を見る限り、現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているので、安全管理状況はよいと判断した。

# 2) 工程について

予定通り進行していた。

# 4 その他の所見

特になし。

以上